

宮崎市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

平成24年 3月

宮崎市情報政策課

1. ソーシャルメディアの定義

ツイッター、ブログ、電子掲示板など、インターネットの利用者が情報を発信し、あるいは情報閲覧者と相互に情報のやりとりをする情報の伝達手段をいう。

2. ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、宮崎市の行政組織（市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、教育委員会、上下水道局、消防局）による利用に対して適用する。

3. ソーシャルメディア利用に当たっての基本原則

- (1) 地方公務員法をはじめとする関係法令、本市のサービスに関する規程及び宮崎市情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、宮崎市職員であることの自覚と責任を持って運用すること。
- (2) 基本的人権、著作権等を侵害することのないように十分に注意すること。
- (3) 発信する情報は正確に記述し、誤解を招くような表現とならないよう留意すること。
- (4) 発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。
- (5) 次に掲げる情報は発信しないこと。
 - ① 職務上知り得た秘密や個人情報
 - ② 誹謗中傷する内容を含む情報
 - ③ 人種、思想、信条等を差別する情報
 - ④ 違法行為、又は違法行為を助長する情報
 - ⑤ 信憑性・信頼性のない情報、又はうわさや風評等を助長させる情報
 - ⑥ 公序良俗に反する情報
 - ⑦ そのほか、宮崎市の行政組織が発信する情報としてふさわしくないもの

4. その他

ソーシャルメディアを利用して情報発信する部署にあつては、本ガイドラインを遵守するとともに、次の事項を含む運用指針を定めること。

- (1) なりすましの防止
- (2) 発信する情報の作成ルール
- (3) アカウント（ユーザー名・パスワードなど利用者を識別する標識）の登録及び運用